

《地震保険トピックス》

このたびの東北太平洋大震災は今世紀最大の災害です。2011年3月11日発生から、日増しに被災者の人命と家屋の被害状況の甚大さが明白になっております。あらためて、被災者の皆様方のご冥福とお見舞いを申し上げます。

- 『保険』はこうした大災害による経済的な「損失」をカバーするのが使命です。しかし『地震が原因』の場合には、生命保険以外はオールマイティーではありません。
- 「各種傷害保険」は、天災危険特約及び地震特約を付帯していなければ補償されません。ただし「医療保険」には地震に伴う損害を補償する特約は、現在ありません。
- 「火災保険」は地震保険を付帯すると、地震、噴火、津波、地震津波が原因の火災損害が補償されます。
地震保険の普及率は2009年度末現在(出典＝損害保険料率算出機構)、全国平均23%、北海道は19.4%です。
火災保険への付帯率は全国平均46.5%、北海道43.8%と極めて低い加入状態です。ちなみに、震災地域の実態は宮城の32.5%で断トツ以外、(岩手・秋田)12%台から(福島・茨城)14～18%台です。
- 3月末日現在、被災者は避難住民と併せて約27万人ともいわれております。しかし8割強の住民は、地震保険で補償される可能性は極めて少なく、大きな経済的損失を背負う事が否めません。
- 地震保険は住居専用か、住居併設の店舗などに付帯可能です。しかし地震保険単独では加入できなくて、火災保険を必ず契約して「建物」が5000万円、「家財道具」1000万円が限度です。(それぞれ基本契約の30%から50%の範囲以内)
- 保険金の支払額は「全損」「半損」「一部損害」が基準です。ただし「一部損害」に至らない場合には、保険金の支払い対象にはなりません。(それぞれの損害程度は別記に掲載します)
- 「自動車保険」は地震・噴火・津波危険「車両特約」及び「搭乗者傷害」特約を付帯すれば、支払い可能です。
ただし2011年4月1日現在、特約付帯を引き受け規制中です。今後引き受け「解禁」になった場合には、情報提供します。
地震が原因による、「損害賠償事故」の場合には「不可抗力」として、保険約款上免責とされ、保険金の支払い対象にはなりません。

2011年4月1日

エコー保険(株)

コラムニスト 松浦 則雄